

法改正に伴う農地の貸し借りの制度の変更について

農地の貸し借りの手続きには、現在、次の①、②、③がありますが、令和5年4月1日付での法改正により、**令和7年4月1日から①の手続きが廃止され、②、③による貸し借りのみ可能となります。**

①利用権設定促進事業(通称:相対契約)

- ・貸主・借主の直接の契約で賃料は直接のやりとり物納も可能
- ・令和7年4月1日以降は新規設定・更新・移転(受け手の変更)ができなくなる(賃料変更・解約は可能)
- ・申請書類は両面印刷1枚もの
- ・期間満了後、所有者に農地がもどる

②農地法3条

③農地中間管理事業(農地バンク介在)

【お問い合わせ先】

- ・利用権(相対契約)に関すること
- ・農地中間管理事業に関すること
- 長岡市農業委員会事務局振興農政係
(tel:0258-39-2243)
- ・農地中間管理事業に関する補助金に関すること
- 長岡市農水産政策課担い手育成係
(tel:0258-39-2223)
- ・農地法3条に関すること
- 長岡市農業委員会事務局農地係(tel:0258-39-2243)

利用権(相対)手続きスケジュールについて

○令和6年9月末期間満了分

→相対契約のまま更新可能

令和6年6月頃出し手に
更新書類送付

令和6年10月1日から
利用権(相対)継続

○令和7年3月末期間満了分

→始期が令和7年4月1日となるため更新手続きは不可

→利用権(相対)のまま契約したい場合は、解約→設定

令和6年10月頃
出し手・受け手に
終了案内送付

12月末までに農地中間管理事業の申込

12月末までに相対契約の解約・
新規設定手続き

○現在期間が残っている「①相対契約」は、そのまま期間満了するまで継続されます。

期間満了後は、「②農地法3条」もしくは「③農地中間管理事業」でお手続きいただきます。

○令和7年4月1日以降に期間満了する農地についても、「①相対契約」のまま更新することはできないため、「②農地法3条」もしくは「③農地中間管理事業」でお手続きいただきます。